

比叡山＋ONE サッカースクール スクール規約

第一章 総則

第1条 【名称よび所在地】

本スクールは「比叡山＋ONE サッカースクール」(ヒエイザンプラスワンサッカースクール)と称し、滋賀県大津市坂本市内に所在する

第2条 【運営】

本スクールは延暦寺学園高等学校サッカー部の事業であり、NPO 法人「HIEIZAN sports&culture club ICHIGU」(略称：一隅クラブ)の協力のもと運営している

第3条 【目的】

本スクールはサッカーを通じて青少年の心身の健全な育成を図り、地域の振興に寄与することを目的とする

第二章 会員

第4条 【入会資格】

- 本スクールに入会できる者は、スクールに定められた資格に該当し、本スクールの規約に賛同した者
- スポーツを行える健康状態である者
- 親権者の許可を得た者
- 所定の入会申込書に必要事項を記入捺印し、提出した者
- 活動にあたりスクールの約束を守り、仲間を大切にし、スクール活動に関わる指導者、審判、支援者など全ての方に感謝して活動できる者

第5条 【会費】

年会費とは比叡山＋ONE サッカースクールの年間会員費のことを指す
月会費はなしとする
上記すべての会費の入金方法は別途記載

第6条 【保険】

会員は入会と共にスポーツ安全協会の保険に加入する。本スクールの活動、移動中に怪我をした場合は事故発生から1ヶ月以内に状況を報告すること

第7条 【遵守事項】

- 会員は次の事項を遵守しなければならない
- 本規約を遵守し、指導者の指示に従うこと
 - 秩序を守り、学業も努力すること
 - 生活面でも自覚を持った常識的な行動をとること

第8条 【休会】

会員が休会する場合は、担当指導者を経てその理由を代表者に届け出て、了承を得ること。

第9条 【退会】

会員が退会する場合は、担当指導者を経てその理由を代表者に届け出て、了承を得ること。また、年会費の未納がある場合は、これを完納するものとする

第三章 会費

第10条 【年会費】

すでに納めた年会費は、特段の事由がない限り原則として返還されない

第11条 【月会費】

月会費はなしとする

第12条 【年会費・月会費等の変更】

本クラブは年会費・月会費等を変更することができる

第四章 会員の義務

第13条 【除名】

次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本スクールは、該当する会員の会員資格を一時的に停止または除名することができる。除名を決定する一切の権限は本スクールにあり、それに対する異議申し立てはできない

- ① 本スクールの名誉を傷つける行為、または他の会員に著しく迷惑となる行為がみられるとき
- ② 本スクールの活動に支障をきたす行為、著しく公序良俗に反する行為がみられるとき
- ③ 本スクールの規約またはその他の規則、規定に違反したとき
- ④ 会費、その他の支払いを2か月以上滞納し、本スクールより督促を受けても、なお所定の期日までに支払いのないとき
- ⑤ その他、処分を相当とする行為があり、本スクールがそれを決定したとき

第14条 【事故の責任】

会員はグラウンド等施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故については、保険の範囲内で対処する。また盗難・傷害等が起っても本スクール及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする

第五章 その他

第15条 【細則】

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定めるものとする

第16条 【規約の改定】

本規約の改定は本スクールが必要に応じ、これを行えるものとする

第17条 【施行】

本規約の施行は2020年4月1日より施行する